

延長保育のしおり

ひまわり保育園

延長保育とは

ひまわり保育園の園児で、午後 6 時 30 分から 8 時 30 分までの間に必要な時間保育する制度です。利用は原則①月極契約としますが、実施要件を満たす場合には 1 日利用（②スポット利用）も受けられます。

①月極・②スポットの保育要件

在園児または在園見込の園児で、下記のいずれかの要件に該当することが必要です。

- (1) 保育者の就労時間（通勤時間を含む）が午後 6 時 30 分を超える場合
- (2) 自営業、在宅勤務にあたっては、午後 6 時 30 分を超える場合
- (3) その他延長保育が必要と認められる場合

延長保育の定員（①②合わせての定員）

午後 7 時 30 分までの 1 時間は 15 名とし、0 歳児クラス児童はそのうち 2 名までとします。
 午後 8 時 30 分までの 2 時間は 6 名とし、0 歳児クラス児童はそのうち 1 名までとします。
 ※②スポット保育利用は満 1 歳以上からとし、定員の範囲内において受け付けます。

延長保育利用料

延長保育を受ける場合は、基本保育料の他に延長保育実施要綱に従い「延長保育利用料」が必要となります。①月極契約の延長保育料金は前月 20 日から月末までに、②スポット利用の延長保育料金は請求書を受領の後、当月 20 日までに園児番号を記載の上、下記口座にお振込みください。

銀行名 三菱東京 UFJ 銀行 中野駅前支店 普通口座
 口座番号 0173332
 口座名義 株式会社 Hug 代表取締役 田仕 友香

お迎えが遅れてしまった場合の超過保育料について

延長保育の①月極契約をしていない方が午後 6 時 30 分を過ぎた場合は②スポット利用料金を頂きます。また、①月極契約の方も遅れてしまった場合は追加料金を頂きます。

延長保育料の決め方（①②対象）

延長保育はクラスと時間によって料金が決まります。
 月極利用の場合は区の定める保育料（所得階層）を基本とし算出されます。

延長保育概要

	①月極契約		②スポット利用	
必要な書類	(1)月極延長保育利用申込書 (2)就労証明書（父・母） 毎年、更新手続きが必要です。		利用の都度 「延長保育スポット利用申込書」 にご記入をお願いします。	
申込方法	利用する前月の 20 日までに申し込み下さい。		前日までに申し込むか、急な事情の場合は当日午後 4 時 30 分まで受け付けます。 ★定員を超えた場合は受けられない場合もあります。	
年齢 時間	0 歳児対象	1~5 歳児対象	年齢 時間	満 1 歳児以上対象
1 時間延長 18:30 ~ 19:30	区の定める基本 保育料金の 10% + 4,000 円(0 歳児加算)	区の定める基本 保育料金の 10% + 2,000 円	18:30 ~ 19:30	30 分ごとに 500 円
2 時間延長 18:30 ~ 20:30	区の定める基本 保育料金の 10% + 6,000 円(0 歳児加算)	区の定める基本 保育料金の 10% + 4,000 円	19:30 ~ 20:30	30 分ごとに 750 円
20:30 以降 時間外 保育料金	20 時 30 分以降は時間外保育料金が発生します。 15 分につき 1,500 円			
支払い方法	利用前月の 20 日から月末までに 指定口座にお振込みください。		利用月の翌月 10 日までに発行される請求書に 基づき、当月 20 日までに指定口座にお振込み ください。	

(平成 28 年 1 月)